

新型コロナウイルスの対応について（第 25 報）

2021 年 4 月 19 日

名古屋本社の在宅勤務の実施について

政府は大阪、兵庫、宮城、東京、京都および、沖縄の6都府県への「まん延防止等重点措置」を適用した事に続き、4月16日に埼玉、千葉、神奈川および、愛知の4県にも適用することを決定しました。期間は4月20日から5月11日までです。この政府の決定を受け、愛知県は名古屋市が重点措置の対象地域に指定されました。

当社は、今回の決定を受け、名古屋本社において、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を4月20日から5月11日までの期間実施します。

【在宅勤務の実施状況】

- ・仙台支店 4月5日から5月5日
- ・東京地区 4月12日から5月11日
- ・名古屋本社 4月20日から5月11日

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後1時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。